

《内閣府 男女共同参画局から》

- 平成26年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズを決定しました！
 - 「理工チャレンジ（通称：リコチャレ）」がリニューアルオープンしました！
 - 「「北京+20」に向けて－第58回国連婦人の地位委員会（CSW）及び国際的な潮流－聞く会」を開催します（4月17日）
- 《お知らせ》
- パートタイム労働者均等・均衡待遇指標（パート指標）を策定しました ～パートタイム労働者の、雇用管理の現状と課題の把握に活用できます～
 - 政府インターネットテレビ「ハーグ条約を知っておこう！ 国際離婚のその時 子どもを守るために」を公開中です
 - 「イコール・ペイ・デイ 男女の賃金格差解消を目指して！」が開催されます（4月19日）
 - 「女性関連施設・地方公共団体・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」が開催されます（5月21日～23日）

《内閣府 男女共同参画局から》

- 平成26年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズを決定しました！

男女共同参画推進本部では、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。平成26年度は「男性がもっと家事・育児・介護・地域活動に関わりたくなるようなキャッチフレーズ ～長時間労働を減らして、仕事を含めた「生活」に豊かさを～」を募集し、応募総数3,651点の中から、審査の結果、以下の作品を選びました。〔募集期間：1月14日～2月28日〕

- ・最優秀作品「家事場のパパデカラ」 野田学園 平成25年度 4年C組の皆さん（山口県）
- ・優秀作品(2点)「今年は、パパが育休」 丸山晶子さん（東京都）
「家を楽しみ、職を楽しむ。」 池野朱実さん（愛知県）

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには 政府や地方公共団体だけでなく、国民のみなさん一人ひとりの取組が必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

【参考】男女共同参画週間 <http://www.gender.go.jp/public/week/index.html>

- 「理工チャレンジ（通称：リコチャレ）」がリニューアルオープンしました！

女子高校生・女子学生の理工系分野への選択を応援するホームページの「チャレンジ・キャンペーン」サイトが新たに「理工チャレンジ（略称：リコチャレ）」となって4月1日リニューアルオープンしました。大学や企業など様々な『リコチャレ応援団体』の取組やイベント、宇宙飛行士の山崎直子さんなど理工系分野で活躍する女性からのメッセージなどを紹介しています。ぜひ「理工チャレンジ」ホームページをご覧ください。

<http://www.gender.go.jp/c-challenge/index.html>

- 「「北京+20」に向けて－第58回国連婦人の地位委員会（CSW）及び国際的な潮流－聞く会」を開催します（4月17日）

男女共同参画推進連携会議企画委員会が主催する、情報・意見交換会「聞く会」を、下記のとおり開催します。
今回は、本年3月に米国・ニューヨークで開催された「第58回国連婦人の地位委員会（CSW）」の開催報告、また、来年（2015年）、第4回世界女性会議において北京宣言及び行動綱領が採択されてから20周年を迎えるに当たり、“「北京+20」に向けて”をテーマにしたパネルディスカッションを行います。

日時：4月17日（木）14：00～16：00（受付13：30～）
会場：日本学術会議 1階「講堂」

※入場無料。詳細は以下のサイトをご覧ください。なお、会場の都合上、参加お申込が満席になり次第、受付を終了します。
<http://www.gender.go.jp/kaigi/renkei/ikenkoukan/62/>

《お知らせ》

●パートタイム労働者均等・均衡待遇指標（パート指標）を策定しました ～パートタイム労働者の、雇用管理の現状と課題の把握に活用できます～

厚生労働省では、事業主が自社のパートタイム労働者に対する雇用管理や通常の労働者との均等・均衡待遇の確保の現状と課題を把握するための「パートタイム労働者均等・均衡待遇指標（パート指標）」を策定しました。
この指標は、労働条件の明示・説明や賃金など8分野68項目の設問に回答することにより診断結果が表示される仕組みとなっています。
また、この指標の達成度を確認できるツールを作成し、3月28日から「パート労働ポータルサイト」でダウンロードして活用できるようにしました。

パートタイム労働者の雇用管理を適切に行うこと、通常の労働者との均等・均衡待遇を実現させることは、パートタイム労働者のやる気や定着率を高めるために重要です。

厚生労働省では、パート指標の活用を促すことで、企業におけるパートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の確保や雇用管理の改善等を推進していきます。

※パート指標は、「パート労働ポータルサイト」からダウンロードできます。【パート労働ポータルサイト】 <http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/check/index.html>

※お問い合わせ 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 短時間・在宅労働課 03-3595-3273

●政府インターネットテレビ「ハーグ条約を知っておこう！ 国際離婚のその時 子どもを守るために」を公開中です

近年、国際的に深刻な問題となっているのが、国際結婚が破綻した場合に片方の親がもう一方の親の同意を得ずに子どもを自分の母国に連れ去ってしまう「子の連れ去り」。
政府インターネットテレビの今回の番組では、このような状況から子どもを守るために締結された「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」いわゆる「ハーグ条約」について、ご紹介しています。
<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg9575.html>

●「イコール・ペイ・デイ 男女の賃金格差解消を目指して！」が開催されます（4月19日）

NPO法人日本BPW連合会主催のイベントです。女性の平均賃金が男性より低いのは世界共通であり、女性が男性と同じ金額を手にするには、何日か余計に働く必要があります。
イコール・ペイ・デイ（EPD）運動は、男女の賃金格差を「見える化」し、その現実に対する認識を深めて格差解消を目指すものです。

日時：4月19日（土）13:30～16:30
場所：婦選会館ホール（東京都渋谷区代々木2-21-11）
内容：

＊基調講演

「男女間の賃金格差の解消のために：職域拡大と管理職登用」佐藤博樹氏（東京大学社会科学研究所）

所教授)

- *全国各地で展開したEPD運動報告
- *世界のEPD運動について
- *交流会（今後のEPD運動について意見交換）

※入場無料、詳細は以下のサイトからどうぞ。

<http://www.bpw-japan.jp/japanese/epd.html>

- 「女性関連施設・地方公共団体・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」が開催されます（5月21日～23日）

女性関連施設・地方公共団体・女性団体のリーダーを対象に、男女共同参画推進のために必要な知識・企画力・実践力を身につける研修会を開催します。

「女性活躍の促進と男女共同参画」をテーマに、基調講演、関係省庁の施策説明、各地域からの好事例の報告、コースに分かれてのワークショップ等を通じて、具体的な手立てを探ります。

期日：5月21日（水）～23日（金）2泊3日

会場：NWECC（国立女性教育会館）

※詳細は以下のサイトをご覧ください。

<http://www.nwec.jp/jp/program/invite/2014/page01i.html>

- =====
- 内閣府 男女共同参画局のホームページは、男女共同参画に関する総合的な情報提供サイトです。男女共同参画社会を実現するための法律、基本計画、関係予算等のほか、男女共同参画に関する政策・活動等の情報を掲載しています。

<http://www.gender.go.jp>

- 男女共同参画局メールマガジンについて

男女共同参画局メールマガジンは、隔週金曜日に配信しています。

次号は、平成26年4月25日（金）に配信する予定です。

- =====
- このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。このまま御返信いただいてもお答えできませんので御了承ください。

- ☐ 配信中止・配信先変更は、こちらから

<http://www.gender.go.jp/magazine/index.html>

- ☐ バックナンバーはこちらから

<http://www.gender.go.jp/magazine/backnumber/index.html>

- ☐ このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0001.html>

- ☐ 内閣府 男女共同参画局ホームページはこちらから

<http://www.gender.go.jp/>

※URLをクリックしてページが表示されない場合はURLをコピーして、ブラウザにURLを貼り付けてアクセスしてください。

編集・発行：内閣府 男女共同参画局

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

電話番号 03-5253-2111（代表）

COPYRIGHT(C) 2009 Cabinet Office, Government of Japan.

ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。